別表七㈠の表中「当期控除額（別表四「41の①」－（別表七㈡「11」又は「22」）を限度）」を「当期控除額（別表四「43の①」－（別表七㈡「11」又は「22」）を限度）」に、「欠損金額（別表四「44の①」）」を「欠損金額（別表四「46の①」）」に、「当期の欠損金額（別表四「44の①」）」を「当期の欠損金額（別表四「46の①」）」に改め、同表の記載要領第11号中「「当期控除額（別表四「41の①」－（別表七㈡「11」又は「22」）を限度）」」を「「当期控除額（別表四「43の①」－（別表七㈡「11」又は「22」）を限度）」」に、「別表四「41の①」の外書の金額を「別表四「41の①」」の金額に」を「別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に」に改める。

別表七㈡の表中「所得金額差引計（別表四「41の①」）」を「所得金額差引計（別表四「43の①」）」に、

欠損金額の計算	適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額	27	円
	欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七㈠「２の計」）	28	
	差引欠損金額 ㉗－㉘	29	
所得金額（別表四「41の①」）－㉘		30	
当期控除額（㉖、㉙と㉚のうち少ない金額）		31	

を

欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額	27	円
	適用年度終了の時における資本金等の額（別表五㈠「36の④」）（プラスの場合は０）	28	△
	欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七㈠「２の計」）	29	
	差引欠損金額等 ㉗－㉘－㉙	30	
所得金額（別表四「43の①」）－㉙		31	
当期控除額（㉖、㉚と㉛のうち少ない金額）		32	

に改め、同表の記載要領第11号中「同条第３項」の次に「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法（第７号において「平成23年旧法」という。）第59条第３項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を加え、同第五号及び第六号を次のように改める。